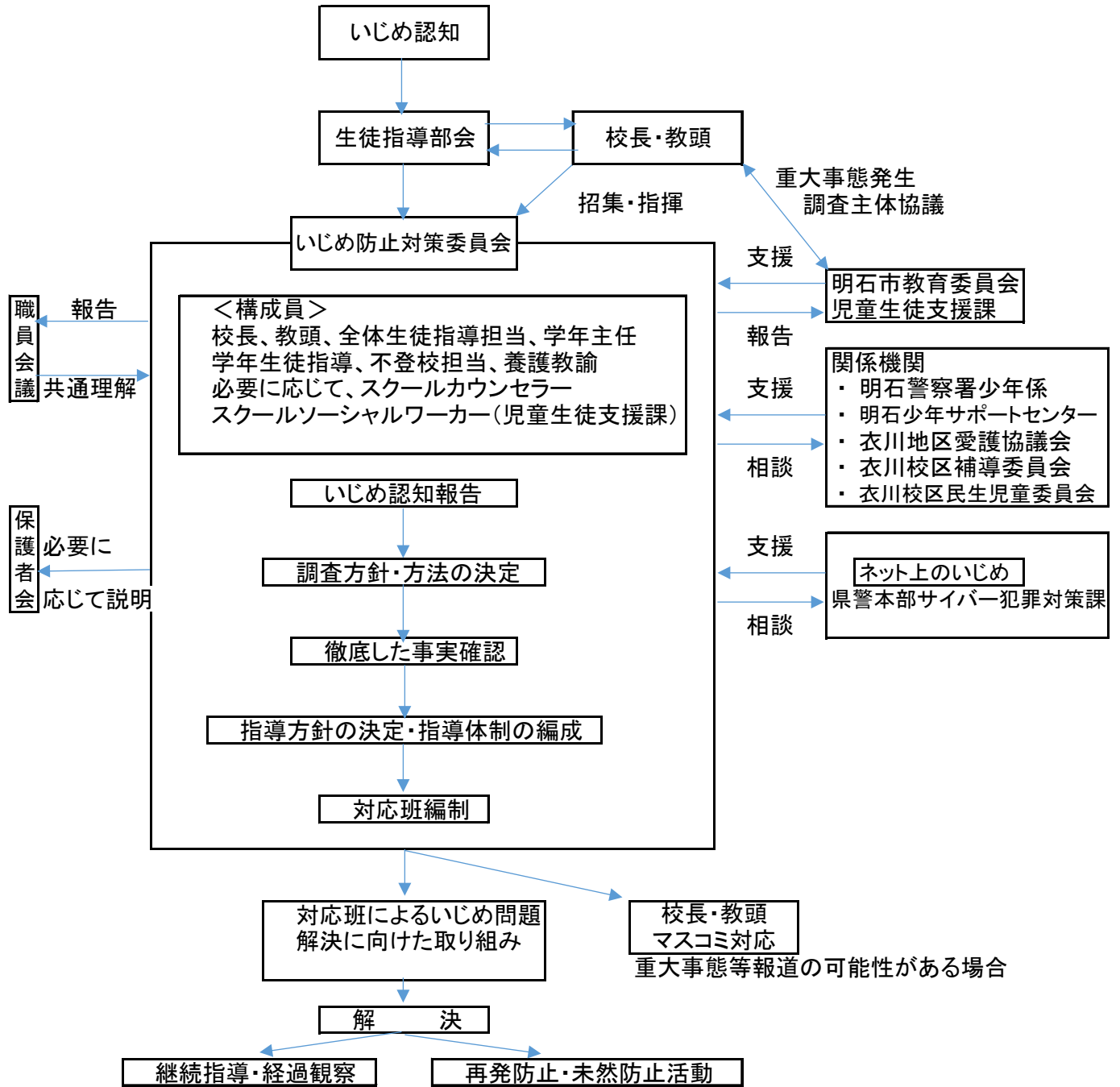


いじめ発生時の組織的な対応



■ 事態解決後は双方の生徒が、明るく前向きに意欲的な学校生活を送れるよう、いじめ防止対策委員会は配慮する。特に、養護教諭・スクールカウンセラーを中心に見守る体制を整える。

■ 状況により、スクールソーシャルワーカー(児童生徒支援課)を招聘し協力してもらう。

■ 長期間の継続観察と指導を心がけ、再発防止に努めると共に事例として記録に残し、指導改善への資料とする。